

## 新型コロナウイルス感染防止のための 貸会議室の使用停止期間の延長について

緊急事態宣言が5月31日（日）まで延長する方針が示されました。

これを受け当会館では、引き続き5月17日（日）まで貸会議室の使用を停止します。

なお、18日（月）以降については府が15日（金）に示す緊急事態措置の一部緩和の内容により検討いたします。

ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年5月7日

大阪府社会福社会館